

四半期報告書

(第62期第1四半期)

自 2020年4月1日
至 2020年6月30日

セブン工業株式会社

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

(E00633)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	8
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	セブン工業株式会社
【英訳名】	SEVEN INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 浩一
【本店の所在の場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 河合 剛
【最寄りの連絡場所】	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
【電話番号】	0574-28-7800 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 河合 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期 累計期間	第62期 第1四半期 累計期間	第61期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 6月30日	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高 (百万円)	3,504	3,202	14,642
経常利益 (百万円)	51	63	382
四半期(当期)純利益 (百万円)	33	67	247
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	2,473	2,473	2,473
発行済株式総数 (千株)	1,557	1,557	1,557
純資産額 (百万円)	6,288	6,470	6,463
総資産額 (百万円)	11,430	10,580	10,829
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	22.50	45.33	166.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	65.00
自己資本比率 (%)	55.0	61.2	59.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社の企業集団等（当社、当社の子会社及び関連会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や海外経済の減速感があったなか、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼし、景気は急速に悪化し、極めて厳しい経済環境となっております。

当住宅関連業界につきましても、消費税増税の駆け込み需要の反動減及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞及び消費マインドの低下等により、市況は悪化を辿っております。

こうしたなか、まずは、この逆境に備える体制構築を図り、足元を固めていくと同時に、経営課題である非住宅向け商品の開発・拡販、省施工製品の拡充などの施策を進めております。また、コロナ禍の時勢を受け、従業員の安全、健康を最優先に取り組み、ITを活用した働き方改革の推進に努めております。

経済活動が停滞し、かつ事業活動に制限があるなか、経営課題として掲げた諸施策を推進し、受注の確保に努めてきたものの、売上高の減少が避けられず、特に内装建材事業において階段を中心に受注が大幅に減少いたしました。一方、木構造建材事業については、コロナ禍以前の受注残の影響や非住宅分野への取組みが奏功し、プレカットを中心に比較的安定した業況で推移いたしました。

両事業部門とも、受注状況に応じた柔軟な生産体制のもと徹底した経費削減、合理化を推進し、売上高の減少に耐え得る収益力の向上を図ってまいりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は、32億2百万円と前年同四半期と比較し3億2百万円（△8.6%）の減収となりました。利益面では営業利益65百万円と前年同四半期と比較し10百万円（18.0%）の増益、経常利益は63百万円と前年同四半期と比較し11百万円（22.8%）の増益、四半期純利益は67百万円と前年同四半期と比較し33百万円（101.4%）の増益となりました。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。また、セグメント間取引については、相殺消去しております。

(内装建材事業)

売上高は、主に階段、造作材及びカウンターが減少し、19億42百万円と前年同四半期と比較し、2億8百万円（△9.7%）の減収となりました。営業利益は、16百万円と前年同四半期と比較し24百万円（△60.9%）の減益となりました。

(木構造建材事業)

売上高は、主に非住宅特殊物件及びパネルが増加したもののプレカット等の減少により、12億56百万円と前年同四半期と比較し、92百万円（△6.8%）の減収となりました。営業利益は、収益力の向上により48百万円と前年同四半期と比較し36百万円（308.9%）の増益となりました。

(その他)

売上高は、3百万円と前年同四半期と比較し、1百万円（△29.6%）の減収となりました。営業利益は、1百万円と前年同四半期と比較し、1百万円（△49.9%）の減益となりました。

② 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は105億80百万円、純資産は64億70百万円、自己資本比率は61.2%となりました。

a. 資産

流動資産については、主にたな卸資産の増加があったものの、売上債権等が減少したことにより、61億48百万円と前事業年度末に比べ1億87百万円（△3.0%）の減少となりました。

固定資産については、主に内装建材事業部において設備投資をしたものの、減価償却及び保険積立金の解約等により、44億32百万円と前事業年度末に比べ61百万円（△1.4%）の減少となりました。

よって、資産合計は105億80百万円と前事業年度末に比べ2億48百万円（△2.3%）の減少となりました。

b. 負債

流动負債については、未払金等の増加があったものの、仕入債務及び賞与引当金等が減少したことにより、30億77百万円と前事業年度末に比べ1億68百万円（△5.2%）の減少となりました。

固定負債については、長期借入金の減少により、10億32百万円と前事業年度末に比べ88百万円（△7.9%）の減少となりました。

よって、負債合計は41億9百万円と前事業年度末に比べ2億56百万円（△5.9%）の減少となりました。

c. 純資産

純資産については、期末配当の実施があったものの、四半期純利益が増加したことにより、64億70百万円と前事業年度末に比べ7百万円（0.1%）の増加となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、24百万円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び前事業年度末に計画した主要な設備の新設、除却等について著しい変動はありません。

なお、前事業年度末において計画中であった重要な設備のうち、七宗第2工場の造作材加工設備は、完了予定年月を2020年5月から2020年7月に変更しております。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、金融情勢の変化に対する対応と資金コスト削減及び調達構成のバランスを考慮し調達先の分散、調達方法及び手段等の多様化を図っております。

資金調達は、原則として、運転資金については、短期借入金で調達し、生産設備などの長期資金は、長期借入金で調達することとしております。2020年6月30日現在の短期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の残高は4億9百万円及び長期借入金の残高は8億98百万円であり、借入金総額13億8百万円を主力銀行をはじめとする金融機関から調達しております。なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。また、2020年5月21日開催の取締役会において、コミットメントライン契約の締結について決議しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、コミットメントライン契約の締結について決議いたしました。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,982,100
計	3,982,100

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2020年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,557,750	1,557,750	東京証券取引所 (市場第二部) 名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	1,557,750	1,557,750	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高（百万円）
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	1,557,750	—	2,473	—	2,675

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 69,100	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,478,800	14,785	—
単元未満株式	普通株式 9,850	—	—
発行済株式総数	1,557,750	—	—
総株主の議決権	—	14,785	—

(注) 1. 「完全議決権株式（自己株式等）」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式（その他）」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株（議決権の数2個）及び株主名簿上は当社名義となっており、実質的に所有していない株式100株（議決権の数1個）が含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

②【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
セブン工業株式会社	岐阜県美濃加茂市 牧野1006番地	69,100	—	69,100	4.44
計	—	69,100	—	69,100	4.44

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株（議決権の数1個）あります。

なお、当該株式数は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の中に含まれております。

2. 当第1四半期会計期間において単元未満株式の買取りによる自己株式数は95株であり、上記には含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.80%
売上高基準	—
利益基準	0.81%
利益剰余金基準	△1.45%

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	817	822
受取手形及び売掛金	2,822	2,729
電子記録債権	1,410	1,226
商品及び製品	271	264
仕掛品	309	342
原材料及び貯蔵品	610	689
その他	99	77
貸倒引当金	△5	△5
流動資産合計	6,335	6,148
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	776	791
土地	2,772	2,772
その他（純額）	525	506
有形固定資産合計	4,075	4,070
無形固定資産	105	98
投資その他の資産		
前払年金費用	165	149
その他	147	113
投資その他の資産合計	313	263
固定資産合計	4,494	4,432
資産合計	10,829	10,580
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,294	1,205
電子記録債務	810	766
1年内返済予定の長期借入金	434	409
未払法人税等	50	15
賞与引当金	145	35
その他	510	644
流動負債合計	3,245	3,077
固定負債		
長期借入金	996	898
役員退職慰労引当金	64	66
資産除去債務	3	3
その他	56	64
固定負債合計	1,120	1,032
負債合計	4,366	4,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,473	2,473
資本剰余金	2,675	2,675
利益剰余金	1,559	1,567
自己株式	△243	△243
株主資本合計	6,464	6,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1	△1
評価・換算差額等合計	△1	△1
純資産合計	6,463	6,470
負債純資産合計	10,829	10,580

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	3,504	3,202
売上原価	2,940	2,647
売上総利益	564	554
販売費及び一般管理費	508	488
営業利益	55	65
営業外収益		
受取手数料	0	0
資材売却益	0	0
その他	0	1
営業外収益合計	1	2
営業外費用		
支払利息	2	2
売上割引	2	2
その他	0	0
営業外費用合計	5	4
経常利益	51	63
特別利益		
保険解約返戻金	—	3
特別利益合計	—	3
特別損失		
固定資産廃棄売却損	0	0
特別損失合計	0	0
税引前四半期純利益	51	66
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	13	△4
法人税等合計	17	△0
四半期純利益	33	67

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として株式の分割を行うものであります。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割する株式の種類

普通株式

② 株式分割の方法・比率

2020年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式を、普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたします。

③ 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数（2020年6月30日現在）	1,557,750株
株式分割により増加する株式数	3,115,500株
株式分割後の発行済株式総数	4,673,250株
株式分割後の発行可能株式総数	11,946,300株

④ 株式分割の日程

基準日公告日	2020年9月14日
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年10月1日

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日) (至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日) (至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円50銭	15円11銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(3) 定款の一部変更について

① 定款変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行済株式総数の増加に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2020年5月15日開催の取締役会決議により、2020年10月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更するものであります。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,982,100株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>11,946,300株</u> とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日 2020年10月1日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
---	---

減価償却費	68百万円	59百万円
-------	-------	-------

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	29	20	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	59	40	2020年3月31日	2020年6月24日	利益剰余金

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	内 装 建 材 事 業	木 構 造 建 材 事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,151	1,348	3,499	4	3,504	—	3,504
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	1	1	—	1	△1	—
計	2,151	1,350	3,501	4	3,506	△1	3,504
セグメント利益	41	11	52	2	55	—	55

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

II 当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	内 装 建 材 事 業	木 構 造 建 材 事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,942	1,256	3,198	3	3,202	—	3,202
セグメント間の内部売上高又は振替高	0	1	1	—	1	△1	—
計	1,942	1,257	3,200	3	3,204	△1	3,202
セグメント利益	16	48	64	1	65	—	65

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その内容は、賃貸事業であります。

2. 売上高の調整額は、セグメント間の取引消去であります。

3. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	22円50銭	45円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	33	67
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	33	67
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,488	1,488

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、下記のとおり、コミットメントライン契約の締結について決議し、同契約を締結いたしました。

1. コミットメントライン設定の目的

新型コロナウイルスの影響が長期化し急激な市場縮小、大幅な販売減、資金不足となるような不測の事態への対応手段確保を目的として、本契約を締結いたしました。

2. コミットメントライン契約の概要

契約締結先	株式会社大垣共立銀行	株式会社十六銀行	株式会社三井住友銀行
融資枠設定金額	500,000千円	300,000千円	300,000千円
契約締結日	2020年7月28日	2020年8月3日	2020年7月29日
契約期間	2020年8月3日から 2021年8月2日まで (1年間)	2020年8月3日から 2022年8月2日まで (2年間)	2020年8月3日から 2021年8月3日まで (1年間)
契約形態	相対型	相対型	相対型
担保の状況	無担保	無担保	無担保
確約条項	2021年3月期決算における純資産が2020年3月期決算と比べ75%以上を維持していること	2021年3月期決算及び2022年3月期決算における純資産が2020年3月期決算及び2021年3月期決算のいずれか大きい方と比べ50%以上を維持していること	2021年3月期決算における純資産が2020年3月期決算と比べ75%以上を維持していること

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月12日

セブン工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 千佳 印
業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬渕 宣考 印
業務 執行 社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセブン工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、セブン工業株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行つた。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従つて、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。